

石綿含有自動車関連部品に係る自主点検の要請について



The Knights

今般、厚生労働省に対し、複数の自動車関連部品取扱い事業者から、労働安全衛生法により、製造、輸入、譲渡、提供又は使用(以下「製造等」という。)が禁止されている自動車関連の石綿含有部品(注)を販売していたとの報告が相次いでなされました。

これを受けて、厚生労働省は、これら事業者の所轄労働基準監督署を通じ、法令の遵守及び石綿含有部品の回収の徹底を指示しました。関係事業者は、いずれも、事案について公表するとともに、これらの石綿含有部品を回収することとしています。

以上のように、自動車関連部品取扱い事業者が労働安全衛生法に反して石綿含有部品を販売していたことが明らかになる事案が相次いだことから、厚生労働省は、12月25日付けで(社)日本自動車工業会及び(社)日本自動車車体工業会に対し、会員が取り扱う部品に石綿が含有されているものがないか自主点検を実施し、平成22年1月15日までに報告するよう要請しました。

当社は、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に基づく石綿分析に対応しております。疑問点やお困りのことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2009年12月25日付 厚生労働省HP

品質検査箇所 守屋貴志